

# [速報版]

- 委員長（谷口敏也さん） ただいまから厚生委員会を開きます。
- 委員長（谷口敏也さん） 初めに休憩を取って、本日の流れを確認したいと思います。
- 委員長（谷口敏也さん） 休憩します。
- 委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開します。
- 委員長（谷口敏也さん） 本日の流れにつきましては、1、行政報告、2、次回委員会の日程について、3、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしということで、それでは、そのように確認いたしました。

- 委員長（谷口敏也さん） 市側が入室するまで休憩いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） それでは委員会を再開いたします。
- 委員長（谷口敏也さん） 子ども政策部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 子ども政策部長（近藤さやかさん） 本日、厚生委員会報告事項、2点ございます。三鷹市子ども誰でも通園事業の実施について、5歳児健康診査実施概要についてということで、報告させていただきます。

所管いたします清水部長から申し上げます。

- 子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） それでは、私から説明をさせていただきます。

まず最初に、資料1のほうを御覧ください。三鷹市子ども誰でも通園事業の実施についてでございます。最初に、1番の事業の概要でございます。令和8年度から、国の施策であります乳児等通園支援事業、通常、こども誰でも通園制度というふうに呼んでおりますけれども、こちらが全国的に本格実施となりますことから、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方や、ライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、定期的な預かり保育を実施するものでございます。

なお、東京都の補助の制度を活用いたしまして、今年度、令和7年度から既に実施をしております「多様な他者との関わりの機会の創出事業」、こちらと一本化して実施をするものでございます。

次に、2番の事業内容でございます。対象となる方です。こちらは、保育所、認定こども園、地域型保育所等に通っていない、そういった施設を御利用されていないお子さんで、ゼロ歳6か月から満3歳までのお子さんということになります。なお、満3歳を迎えたその年度の末までは利用が可能となっております。

次に、実施予定の園でございます。現在、7園が実施ということでお申出をいただいているところで、そちらの表に書いてある園になります。春清学苑幼稚園、三鷹中原幼稚園、三鷹みずほ幼稚園、三鷹若葉幼稚園、明泉幼稚園、鶏鳴幼稚園、三鷹双葉幼稚園の7園ということになります。スタートをする日時については、一部、5月、6月からということで、それぞれの施設の御都合によって、4月でない園もございます。

それから、次の(3)で利用の料金です。市内在住の方は原則的に無償ということになります。これは、東京都の利用者負担額の無償化の取組によるものです。ただし、月に160時間を超える利用があった場合には、一律で1時間当たり275円を各施設において徴収していただくということになります。

次に、3番のスケジュールでございます。今年2月に——もう既に2月でございますけれども、子ども

# [速報版]

も・子育て会議での意見聴取及び、認定——これはお入りになる方の申請の受付を開始いたします。

それから、「広報みたか」で3月の第1週号でこの事業について周知をいたしますとともに、実施園での事前の面談というものをさせていただきます。お入りになる方は、事前に園と面談をするということが必須の条件になっております。4月以降、それぞれ実施園で順次、受入れの開始をしていただくという流れとなっております。

こちらは以上です。

続けて、次もよろしいですか。それでは、資料2のほうを次に御覧ください。こちらは、5歳児健康診査実施概要についてでございます。最初に1番の事業概要です。言葉の理解や、社会性が高まるちょうどその時期にあります5歳児を対象として、子どもの特性を早期に発見して、特性に合わせた適切な支援を行いますとともに、生活習慣、その他、育児に関する指導を行いまして、幼児の健康の保持、及び増進を図りますとともに、子育てに不安を抱えている家庭の相談支援を行うものでございます。また、健診の結果を踏まえまして、就学を見据えた適切な支援につなげていくものです。

2番の事業の内容です。まず最初に(1)番で、対象となるお子さんです。5歳ゼロか月から5歳6か月までのお子さんを対象といたします。

次に、2番です。実施の方法です。ア、対象の御家庭に健診の案内をお送りさせていただきます。その際、困り事の有無ですとか、健診受診の希望についてお伺いをして、二次元コード、QRコードをお送りしますので、保護者がそちらでアクセスをしていただいて、システムで回答記入をしていただくという形をとりたいと考えています。受診を希望する場合には、さらに一緒に同封している問診票、こちらのほうもシステムでもあろうかと思いますが、そちらに入力をして健診を申し込むという形になります。

次に、イです。市が、健診申込者に健診日時を決めて、メールで通知を差し上げることとなります。次にウです。総合健康センターにお越しいただいて、集団健診を実施するという流れになります。

次に、(3)番です。実施の回数です。全体で、年間で全6回という回数を想定しております。予備日を1日設けているところです。水曜日の午後に実施をいたします。これは、医師会と協議させていただいて決めた内容となっております。

次に、(4)、実施の内容です。予診、それから身体計測、そして診察、それに加えて、それぞれ御希望とか、必要に応じて栄養相談、それから発達相談、子育て相談、就学を見据えた相談というものを個別に受け付ける形といたします。問診票等は、こども家庭庁が提示しております様式の問診票、それから受診票を活用する形をとります。

次の(5)番で、フォロー体制についてです。健診には、子ども発達支援センター、それから、総合教育相談室の職員も出務をいたしまして、相談にしっかり応じる体制をとってまいります。健診後には、事後のカンファレンスを職員で行いまして、フォロー体制を検討していくという流れになります。就学を見据えて、地域の保育園、幼稚園や、かかりつけ医とも連携、情報共有を図るというようなケースも出てこようかと思っております。そういった体制をとって、しっかりと支援を行っていきたいと考えています。

大きな3番です。スケジュールになります。「広報みたか」4月第1週号へ掲載をいたしまして、対象となります健診の対象の方には、5月に案内を送付する形になります。5月以降、5歳児健診を開始するというようなスケジュールを考えております。

説明は以上となります。

# [速報版]

○委員長（谷口敏也さん） ありがとうございます。市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。まず、三鷹市子ども誰でも通園事業の実施について、伺います。2番の事業内容、ゼロ歳6か月から満3歳までのお子さんとありますが、実際、今実施予定施設の対象児童の年齢を見ると、2歳もしくは1歳ということで、ゼロ歳から1歳というお母さんが意外と孤立しやすいのではないかと思うんですが、その辺は、このゼロ歳から1歳まではないという考えでよろしいのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 新しく始まる制度ですので、この対象となるお子さん全てを対象とさせていただきたいところですが、受け入れる園の御事情もあって、そこはなかなか難しい面もあります。基本的には、御覧いただきましたように、今そろっている7園は幼稚園で、プレ幼稚園の部分をこの制度に切り替えていくという形で、まずは皆さん、スタートすることを考えていらっしゃいます。

ゼロ歳、1歳の方のこういった集団の場所とか、親から離れる形じゃないですけれども、行くことができる場所としては親子ひろばがございますので、そういった部分を活用していただいたり、あるいは、どうしても預ける必要があるというときには、既にある一時預かりというようなものを御利用いただければなというふうに考えております。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。この利用定員も、様々園によって人数が違うんですが、例えば申込みされて、この園の利用定員を超えた場合、そういった場合の対応はどのようにするか、教えていただきたいと思います。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） まず、国が定めている基準がありますので、それぞれ空いているお部屋で上限として何人受け入れられるというところの制約が、まず1つあります。

それから、園として何人受け入れられるかというソフトの面でのお考えもありますので、このところは、私どもで一概にお願いはできますが、コントロールはなかなか難しい部分です。

その利用の定員を超えて、もしどうしてもそこに行きたい、あるいはどちらかを御利用になりたいということであれば、受け入れられるところを私どものほうで調整させていただいて、御案内をするというような形になろうかなというふうに思います。

ちなみに、今年、東京都の多様な他者のほうの事業でやっているところでは、220人程度の受け入れられる体制をとられていますけれども、実際の申込者は100人ちょっとですので、急に希望される方が増えない限り、恐らくこの利用を待機するというようなことはないのかなというふうには思っているところです。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。あとは、例えば、医療的に配慮が必要なお子さんだったりとか、発達に少し心配のあるお子さんがいらっしゃる場合の対応、それから利用を断らなければいけないようなケースというのは想定されているのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） これは、園のほうで、まず御利用になる前に面談をしていただきます。そのときには、なぜ面談をするかといいますと、例えばアレルギーがあるとか、特別な何らかの配慮が必要なお子さんには、園のほうがあらかじめ情報収集をしておいて、そこに万全を期すという形になります。そちらの園のほうでどうしても対応ができないようなケースについては、お断りするということも出てくることもあるかもしれないです。

# [速報版]

それは、一般の保育園と同様な状況です。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。あと、この月160時間という利用なんですが、例えば、園をまたいでというか、こちらで試してみて、次の月は近くの違う園でというような使い方で利用することは可能ですか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） もともとこれは、子どもがおうちの方以外の方と接して、いろいろな刺激を受けて、集団生活をしたり、あるいは外の空気に慣れたりという、よい刺激をたくさん受けて成長を促すというところに眼目があります。お子さんがその都度、その都度、例えば毎月違う園に行くということになると、環境に慣れる前にまた違う環境ということで、それは成長というよりはストレスに耐えるのが精いっぱいになってしまうかと思います。

ですので、制度としても、東京都も複数月は同じところに行かなければいけないというルールを設けていますので、三鷹市としても基本的に少なくとも2か月以上はそこに行っていたかということを考えています。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。現時点でこの7園の実施ということで表を頂いていますが、この地域を見ますと、偏在というか、東部地域のところの園がないということが分かるんですけども、今後、その辺を拡大していくとか、目標ですとか、そういったものはお持ちでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） できれば、おうちの近くで、あるいはまた、特に幼稚園なんかの場合は、幼稚園の教育理念というものもおありだと思いますので、選択される保護者の方は、その辺で選択肢が多いにこしたことはありませんので、できるだけ増やしていきたいというふうに思いますので、まずはこの名のりを上げてくださった園をしっかりサポートさせていただいて、ああ、事業としてしっかりやっていけるなというところを、ほかの園にもぜひ見ていただいて、手を挙げてくださるところが増えるように努めてまいりたいというふうに考えています。

○委員（佐々木かずよさん） 選べる園が多いといいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

あと最後に、この3番のスケジュールで、3月に「広報みたか」で周知ということなんでしょうか、これ、周知の方法は「広報みたか」だけの周知ということですか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今考えているのは広報、それからホームページ、あるいは地図ナビのようなアプリを使ってということを考えておりますが、在園のお子さん、既にこの幼稚園に通っている方で、プレを利用されている方とかというような方には、園を通じてアナウンスをしていただくことも考えています。

○委員（佐々木かずよさん） 「広報みたか」、最近私も非常によく見ますけれども、割と情報が盛りだくさんで、結構もりもりな感じなので、できれば、ぱっと目に入るような形ですとか、始まる時は少し工夫していただければと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願いたします。まず、三鷹市子ども誰でも通園事業の実施についてお伺いします。そもそも、今年度実施していた多様な他者との関わりの機会の創出事業と、誰でも通園制度、制度の目的や制度設計が異なるかと思うんですが、今回、三鷹市子ども誰でも通園事業としては、一本化するというふうに記載があるんですが、どのように一本化していくというふうにお考えでしょうか。

# [速報版]

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） これは、令和8年度については、東京都は国の誰でも通園制度の実施をしているところを前提として、多様な他者の補助を上乗せをして実施するというふうに東京都が決めていますので、それを三鷹市は利用させていただくという形になります。国の制度では、10時間までという非常に限られた制度、それに対して東京都のほうは160時間というような、一気に御利用いただける時間が増えますので、これは一体的にやるのが皆様にとっては使い勝手がいいかなということで、上乗せ補助を使って拡充する形になります。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。さらに、園側からすると、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」は、園に対しての補助がいろいろ多くあったかと思うんですが、これは継続してということでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） これは、国のほうからも歳入がございまして、都からも歳入があります。国のほうは、受け入れている子どもの人数に応じての歳入になります。一方で、東京都は開設をする日数でという形で、違う視点からそれぞれお金が入ってまいりますので、そのところはそれなりに充実しているかなあというふうに考えているところです。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。そうしましたら、両方合わせて園のほうに補助が入るということで、多様な他者でなくなるということではないということによろしいですかね。ありがとうございます。

なので、誰でも通園制度は、利用実績に応じた対価型で、これまで行っていた多様な他者は、そういった枠をつくることで補助があったということで、制度だったり、幼稚園側も体制において助かるというような声を多く頂いていたので、その辺が心配だったんですけども、分かりました。ありがとうございます。

幼稚園側への説明とかというのは、これまでどのようにしてきたか、お伺いしてよろしいですか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） これが、令和8年から全国実施になるという情報を得た段階で、それぞれ各園には通知を差し上げたり、それから、特に幼稚園のほうでは説明会を開いてほしいというお話ありましたので、全園の方に通知を差し上げて、会場のほうにお越しいただいて、資料も、制度について詳しく書いたものを私どもでもう一度作成し直して、読んで分かりやすい形にしたものをお配りさせていただいて、まずは説明会をし、まだその時点で、国や都で制度として細かい部分について、私どものほうで質問したときに返ってきていないような部分もありましたから、それは順次、お答えがあれば、また、皆さんに返すという形で、順次説明をしてきたところです。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。多様な他者のときも、幼稚園のほうからどうなるんだ、どうなるんだという声が大変大きくあったんですけども、丁寧に説明していただいて、現場で混乱がないように、引き続きお願いしたいと思います。

また、保護者に対しても、今回そういった就労要件を問わずに、ある意味子育て支援のインフラ的な制度にもなるかと思っておりますので、その辺を「広報みたか」等々で説明していくというふうにはお話があったんですけども、いろんな健診の際ですとか、もちろんそういった御案内はされていかれるかと思うんですが、有効に活用していただけるように、当事者への告知もお願いしたいと思います。

あと、この表にある7園に関しては、先ほどの御答弁でもあったように、もし希望があれば、随時増やしていくということによろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 各園からは、年度の途中でも、実施していただく園

# [速報版]

については、これは認可という手続をとっていただきますので、認可の申請をしていただいて、できるだけ可及的速やかに私どものほうで認可させていただいて。それから、そこに入りたい方については、今度は認定ということになります。いずれの園にも通っていないということを確認させていただいて、御利用いただけますよという通知をするという、この2つの手続がありますので、そのところはしっかり速やかに行って、年度の途中であっても対応ができるように、しっかりと対応していきたいと考えています。

○委員（太田みつこさん） よろしくお願ひします。こういった、誰でも通園制度、多様な他者を通じて、その後の幼稚園の入園にもつながるいいきっかけづくりになるとお思いますので、幼児支援ということも兼ねてしっかりお願ひしたいとお思います。

では、すみません、次、5歳児健診についてお伺ひしたいとお思います。こちら、5歳児健診の(2)、実施方法、対象家庭に健診案内送付とありますが、この対象家庭というのはどのように判断していくのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） これは、5歳のゼロか月から6か月までの方をシステムで抽出して、年齢で引っ張ってまいります。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。年齢ですね。それまでの保育園や幼稚園との連携の中で、この子は例えば健診ですとか、そういったのを受けたほうがいいよというような判断というよりは、一律で年齢で判断していくと。分かりました。恐らく保育園や幼稚園からすると、ぜひ相談を受けてほしいという子どもたちがいるかとお思いますので、その辺の園との連携というのはどのように進めていく予定でしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 実は、幼稚園・保育園の皆様にお集まりいただいて、つい先日も、この5歳児健診というものがどういうものなのか、どういう意義があるのか、あるいは、保護者、子どもたちにどういふふうにあプローチしていただくのか、コツみたいなものも、講習会の中で皆様に情報を提供させていただきました。

園のほうで、保護者の方にこれを受けてくださいと言うのはなかなか難しいことだとお思います。ですので、例えば、お父さん、お母さん、何か困り事はありませんかというような形で、困り事があつたら、一度市のほうに相談に行ってみるといいですよというような形で、例えば結びつけていただく。その後、私どものほうで、この健診の御案内も含めて、私たちのできる支援は、こんなものがありますというお話の中で紹介させていただいて、じゃあ、受けてみようかなというふうに思っただけのように、働きかけをやっていきたいなというふうには考えております。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。一応年齢で一律にということなので、5歳のゼロか月から6か月は全員対象ということではよろしいですかね。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） この年齢の層、実際には、園に通われている方であれば、年中になろうかとお思いますけど、全ての方が対象になります。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。例えば、3歳児健診ですとか、1歳児健診とか、それぞれ健診があると思うんですけど、就学前に、皆さん、健診に行きましょうというようなハードルを低くするようなやり方にすると、皆さん、行きやすくなるのかなと思うんですけど、発達相談とか、子育て相談という、私は別に必要ないと思う方もいるかもしれませんが、就学前の健診という、その辺の見せ方というのは大事かなと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

# [速報版]

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 親御さんの中には、今御指摘のように、1歳半の健診とか、3歳児のときの健診で、うちの子はちょっと課題があるかなとか、特徴があるかなというふうにお気づきでありながらも、もう一歩前に進めなくて、具体的な発達の支援とかに結びつくことできない方もいらっしゃると思います。

そういった方が、ここで初めて、次の年には就学前の健診が控えていますから、ちょうど親としては、そろそろ何らか手を打っておきたいなと思いはじめの時期には相当しますので、時期としては、なかなかよい時期かなというふうに考えているところです。

ただ、その発達の支援だけを目的とするというようなことをあまり強調し過ぎると、これ、どなたに受けていただいてもいいものですから、やっぱり敷居が高くなってしまいうるか、敬遠されてしまうということになりますから、お子さんの特徴を捉えて、今5歳であれば、こういうようなことが発達上身につけていると、就学するときにはすんなり就学できるんですよということを、それは全ての方について共通の情報として発信するような形で、意識づけをしていきたいというふうに考えているところです。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。やはり発達だけではないとは思いますが、いろいろお悩みを抱えられている保護者さんからすると、その後の学校選びにも関わってくるかと思えますので、就学前の時期に行うという、今のお話で理解はしたんですけども、保護者の方から自発的に動いていくというのは、すごく悩みや迷いがあるかと思えますので、一律で発信していただいて、また、幼稚園や保育園との連携というところも丁寧に行っていただくことで、1人でも多くのお子さんがそういった機関とつながれると思えますので、よろしくお願いいたします。

また、スケジュールなんですけども、5月以降からということで、お誕生日を迎えた方たちに、随時5歳になったということでもよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今、御指摘のように、順次、年齢で皆様に順番、順番に通知をさせていただいて。ただ、受ける方の御都合もありますから、いつの回にするかというのは、調整が発生しようかと思えます。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。健診のほうは全部、元気創造プラザのほうで行うということでもよろしいでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今のところは、そんな形で準備を進めております。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

○委員（蛭澤征剛さん） よろしくお願ひいたします。まず、誰でも通園制度のほうからなんですけれども、先ほど、できるだけ増やしていきたいというお話がありました。僕、前回だったと思うんですけども、保育園のほうにも打診をしているみたいなのがたしかあったと思うんですけど、その辺りの進み具合というのはどのようになっていますでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 実は、説明会等をさせていただいている段階では、御希望されている保育園はありましたけれども、それぞれ園の御事情があるようです。お部屋のこととか、それはこれを実施するに当たっての整備のこととか、それから、人材の確保が難しいとか、あるいは、現場の園長先生は実施されたいというふうに考えているけれども、オーナーさんというか、創設されている方というふうなところの、内部の意思がまだなかなか統一できませんというふうな、それぞ

# [速報版]

れの園でいろんな理由があるようですけれども、結果的には、保育園で実施をされるというのは、今のところは手が挙がってきていない。一旦出されたんですが、辞退をされたということです。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。恐らくプレを活用するというお話だったので、なかなか保育園は対応しづらいのかなというふうに思っていました。そのプレ幼稚園のことなんですけど、これ、プレ幼稚園とは別に実施をする、その辺がちょっと分からなくて。今まであったプレ幼稚園はそのまま、プラスアルファ、この定員を拡充しているのか、それとも、プレ幼稚園の中にこれを組み込んでいくのか、その辺り教えてください。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 基本的には、各園とも実施されているプレの教室を、この事業に位置づけを変えろということ考えていらっしゃるようです。今年度も、多様な他者の取組をしておりますが、通っていらっしゃる方は、制度が変わったというより、今までどおりに利用していたプレという意識で通われている方が多いようにお見受けされます。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。プレ幼稚園というと、年間通うというイメージだったんですけど、申込みは、例えばこれを利用するとするならば、年度途中でも可能ということなんですか。これ、4月から開始と書いてありますけれども、4月から入らなきゃいけないわけではなくて、例えば夏頃から、やっぱり利用しようかなという方も可能ということによろしいですかね。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 基本的には、希望されることから利用できます。園の御事情でそのときの人員体制というのものもあるかもしれませんが、基本的には年度の途中で始めたり、おやめになったりということは可能です。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。それから、この個人的な疑問というか、僕の意見なんですけど、これ月160時間という上限が設定されていますけれども、国は10時間なんですよね。160時間というと、どちらかというと、「多様な他者との関わりの方の創出」ではなくて、親の都合がすごく反映されてしまう結果になるんじゃないのかなと思って、ちょっと私はここは違うかなと思っておりますが、制度なのでしょうがないと思います。

ちなみに、この160時間を超えるような設定をしている園というのは、実際にあるんでしょうか。それと併せて、実施時間とか日数とかは各園によって違っていると、前回聞いたと思うんです。お答えがあったと思うんですが、例えばどのような、1週間で何日とか、大体これぐらいの時間帯を設定していますという事例というか、この辺が多いよみたいな、そういう事例があったら教えていただけますでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 実施をする日数は、それぞれの園によって、週に1回、1日程度であったり、2日、3日というような形は、それぞれの園が選択をされて、実施をされます。週1回のところが一番多かったかなというふうに思いますので、実際、その1日についても、例えば午前中の二、三時間とか、短い時間、午後の数時間とかです。これで例えば月20日として、1日8時間預からなければ160時間に行きませんので、これに至る園は恐らく、まず全国的に見てもないかと思えます。

○委員（蛭澤征剛さん） ちょっと安心しました。

では、次の5歳児健診のほうなんですけれども、これ、先ほども質問があったんですが、ちょっと理解できなかったんですが、2の事業内容のところの対象は、5歳ゼロか月から6か月まで、ここは通知をするということですよね。その通知を受けて、じゃあ、健診を受けるかどうかは後になるということ。例えば、じゃあ、迷っていたら半年過ぎてしまって6歳になりましたとか、それでも、健診を

# [速報版]

受けることはできる。

この期間というのが、最初に僕、これを読んだときには、希望した場合、5歳6か月までに受けなきゃいけないのかなど。その辺りがちょっと分からなかったので、この辺り、詳しくお願いいたします。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 通知を差し上げて、全部で6回やりますから、御都合のいい日を選んでいただくことにはなりますが、どうしても予定していた期間に受けられないということであれば、そこのところは調整させていただきたいと思います。

○子ども政策部長（近藤さやかさん） ちょっと補足させていただきますと、これ、集団でやりますので、その会場に来るのは5歳6か月までですが、今、部長が申しあげましたように、悩んでいて、過ぎて、でも、やっぱり6歳ぐらいになって、ちょっと相談したいわというのであれば、この健診とは別の形で相談に、保健センター、もしくは子ども発達支援センター等で、この集団の中とは違う形での対応とさせていただきます。

○委員（蛭澤征剛さん） 分かりました。ありがとうございます。

あと、最後に、この事業概要のところで、就学を見据えた適切な支援につなげていくというふうにかかれていています。この適切な支援の内容について、具体的に知りたいんですけども。一般的には、多分、医療機関の紹介とか、子ども発達支援センターでの相談とか、あとは園との連携かなと思ったんですけども、ほかにも何か支援の方法はあるんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今、御指摘がありましたように、既に医療にかかっていらっしゃる方もいるかもしれませんが、そういったところを御紹介するとか、あるいは、市で実施をしています事業、特に「にじいろプログラム」なんていうのがございます。発達支援を促すためのプログラムですけども、そういったものの御利用を御紹介するとか。あるいは、従来の形での療育というような形であれば、民間の事業所のそういったサービスを御案内するとか。

それから、学校の関係でいろいろ情報を知りたいということになれば、このときには、相談のところでは教育部のほうにもブースを設けてもらいますので、そこで情報を提供するというような形で、それぞれの方のそれぞれのケースで必要な情報をしっかり提供して差し上げて、必要な支援をお勧めさせていただくというような体制をしっかりとっていきたいというふうに考えております。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○委員（紫野あすかさん） よろしく申し上げます。先ほど、利用者負担の無償化というのはいいと思うんですけども、この月160時間を超える場合はというところは、蛭澤委員が質問していました。例えば、うちの園は、頑張って週何日でも預かりますとか、1日8時間でもオーケーですとか、頑張りますというような園が出てきたら、この160時間を超える保育が行われるという可能性もあるということですか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 制度の立てつけとしては、東京都のほうでそのように設定しておりますので、私どものほうで強制的にコントロールするというか、これはできませんというのは難しいとは思いますが。ただ、形としてそれが望ましいのかどうかというところでは、ちょっとお話をさせていただきたいというふうには思います。

○委員（紫野あすかさん） じゃあ、園に任せられていて、週に5日でも預かりますというような園も出てくるということもあるということですかね。

# [速報版]

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 可能性としてはあろうかと思いますが、今、各園の御事情とか、お話を聞く限り、そういう方向性を考えていらっしゃる園は、いまだ私は情報を得ておりません。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。よかったですと思います。これだったら、月160時間を超える利用分はと書いてあると、ああ、そんなに使えるんだというふうに、使うほうも思ってしまう人もいるんじゃないかなと思うんですけど、これは、利用者の周知のときにも、この月160時間を超える場合はというふうにお知らせがされるということですか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 制度としては、利用料金も含めて詳しく情報提供したいと思います。そもそも各園が、先ほど申し上げましたように、週に何日で受け入れるのかというようなことも出てまいりますので、計算していただくと、こんな時間にはならないなというのはすぐお分かりいただけるかなと。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。ちょっと心配したのは、現に今幼稚園に高いお金を払って通わせていらっしゃる方が、あれ、160時間も来られるんだったら、月に20日として、ほとんど毎日、うちらと変わらないのに無料なのみたいに。使っていない方の理解というのもすごく大事だと思うので、誤解が。実際には、そういうことにはならないというふうによく周知ができれば、今通っていらっしゃる保護者の方も、気持ちよくこの制度を受け入れられるのかなと思ったので、気になったので、申し上げました。

あと、園によっては制服があったりとか、こういうものを購入しておかないと、みんなと同じような、あるいは、その子にとって何か不都合なものがあるのというようなことは、負担になるような、これを購入しておきましょうみたいなものはあるのでしょうか。それとも、園独自のやり方になっていくのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 具体的に各園で、例えば今お話のあった制服の取扱いをどうするかというのは、今のところまだ伺っておりませんが、できるだけそういった御負担はない形で。

ただ、一方で、既に多様な他者を実施されているようなところを見ると、園庭で遊ぶようなときには、この制度を使っているお子さんと、そうでないお子さんを、例えば見分ける必要があるというふうに考えると、Tシャツみたいな、色の違うのをやるとか、何か付けるとかというようなことは、考えていらっしゃる場所があるようです。

○委員（紫野あすかさん） それが保育者にとってはすごく分かりやすくてもいいかもしれないけど、子どもにとっては、この子だけ何でTシャツなのとか、ちっちゃいときって、みんなと同じでないとか嫌だとかいうことってあると思うので、その辺りも上手に、この子は特別みたいな感じにならないような工夫が必要かと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） おっしゃるように、子どもたちが行きたくなくなってしまうのは何もならないので、そこのところは、もし私たちの目から見ても問題だなというものがあるならば、そこのところは申入れしたいと思います。そもそも幼稚園のほうも、長く通っていただきたいというつもりで、早い時期から受け入れる形を考えていますので、そこのところは十分御配慮いただけたらと思います。

実際に、子どもが今年度、「多様な他者」で実施している園を見させていただきにお邪魔したときに

# [速報版]

は、本当にみんな、在園児と多様な他者で来ている子たちとが仲よく遊んでいるというようなことを園の先生も言っていらっしゃいましたし、本当に子どもたち、楽しそうにしていましたので、そのところは安心したところです。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。あと、行事ですよ。行事、預けたい日に運動会だったとか、孤立を感じてしまったりとか、もしくは、運動会とかにも上手に参加できるようなふうになるのか。その辺、具体的過ぎるんですけど、そのようなことも、子どもたちにとって気持ちが孤立しないような工夫が要るかと思ったんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） おっしゃるように、例えば何かを作るとか、一定の期間が必要で、少しずつ、少しずつ作って展示するとかいうようなことになると、それぞれのお子さんの利用の状況等にもよって、一律に皆が同じようにできるかというのは難しい面もあろうかと思いますが、そういうことは各園、やはり意識していらっしゃって、できるだけ皆が同じ環境で、同じように過ごせるようには配慮するというのを、念頭に置いていただいております。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。それで、やっぱり通ってみたら、すごくよくて、ふだんからも幼稚園に入りたいわという場合は、途中からでも、来月から、じゃあ、入園しますみたいなことはできるのか。正式に幼稚園に空きがあれば、定員が空いていれば入園できるのか。そうとはならない、やっぱり2歳児を終わるまではこのままやってくださいということになるのか、その辺りの柔軟性はあるのかというところをお伺いします。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 基本的に幼稚園は、2歳といいますと、幼稚園に上がる前のお子さんになりますから、プレのクラスということになります。ですから、これを終わって3歳になったときに、満3歳児のクラスというほうに、今度は移行するとかいうふうに、園はそれぞれ連続を考えながら対応していただくかというふうに認識しています。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。次に、5歳児健診なんですけど、3歳児健診から、就学前健診までの間に時間が空いているので、その途中の間の状況を知りたいというか、調べておくというのは、すごくいいことなのかなと思いました。希望制ということなので、強制ではないんですが、皆さんが受けやすい状況というのが必要だと思うんです。

もし、どうしても水曜日の午後が仕事などがあり、受けられないというような場合は、どのように対応的していただけるのでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今のところ、これは実施に御協力いただくのは、どうしても医師会の力を借りなければいけませんので、協議させていただいて、特定の日にちの水曜日の午後ということで調整させていただいていますので、それ以外ということになりますと、市で実施する部分での受診というのは、ちょっと難しいのかなというふうに思います。

民間等での受診を御案内させていただくことになろうかなあというふうに思いますけれども。

○委員（紫野あすかさん） 例えば、この健診票を持っていけば、提携しているお医者さんなりで健診してもらえるとというようなことはできないということですね。集団健診が基本ということですね。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今のところは、集団で受けられない場合には、どちらかに同じものを持ってというような立てつけは考えていないところです。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。一番気になるのが発達の問題で、何となくちょっとおかしいなと思いながらも、そのまま様子を見ているというお母さん、お父さんは、結構いらっしゃるん

# [速報版]

じゃないかなと思うんです。子どももどんどん成長していくので、この時期にちゃんとした相談もできる、ちゃんと診断もしてもらえるとすることは、すごくいいなと思うんですけど。

発達に関しては、すごくセンシティブな問題もあると思うので、ほかのお子さんたちもいるし、相談している声がほかの人にも聞こえたりとか、子ども本人の前で、お母さんが、この子はここがおかしいとか、言葉が遅いとか、ちょっと言いにくい問題もあると思うんですけども、その辺りの丁寧な聞き取りの発達相談、栄養相談などのやり方の工夫みたいなものは考えていらっしゃるでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 今おっしゃられますように、御相談される保護者の方は、ほかの方に見ていられるところというのは無理だと思いますので、基本的にはブースを仕切るような形で、ほかの方には見えないような形を考えたいと思います。

そういったお子さんですと、恐らく落ち着いていることもちょっと難しいということもあろうかと思えますから、当日は、スタッフは相当な人数での対応を考えておりますし、相談については、健診の終わった後に、コンシェルジュ的なものを置いて、こういう受診の結果で、先生からこういうふうに言われましたということを受けて、それでは、こちらのこういう御相談がありますから、受けてはいかがですかというようなことで交通整理をして、たくさんの方がかち合ってしまったたり、お互いに鉢合わせをするというようなことはないように、しっかり配慮をしていくことを考えます。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかに。

○委員（佐々木かずよさん） すみません、1つだけ質問を忘れたので。5歳児健診なんですけれども、これは先ほど対象の方に御連絡するということがあったんですが、例えば未受診の方とか、そういったことを逆に追いかけるというか、市側でフォローしていくというような取組をするかどうかだけ、最後、1点伺いたいと思います。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） この健診自体の未受診をどうするかというよりも、むしろ、この前までに受診をされていて、何らか私どものほうでフォローが必要だなというふうを考えている方には、通知だけではなくて、通常私ども、できるだけ伴走という形で、定期的に連絡をとらせていただいたり、御案内したりしていますから、そういったことはしっかりやって、できるだけ受けていただく。

それができなかつたとしても、その伴走支援はずっと続けていく体制、必要に応じてこちらから連絡をしたり、お伺いしたりみたいなことはしていこうと考えています。

○委員長（谷口敏也さん） よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で子ども政策部の報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。ありがとうございました。

○委員長（谷口敏也さん） それでは、委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 健康福祉部報告、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 本日は、行政報告として健康福祉部としては2点、(2)のア、今後の福祉避難所の在り方に関する基本的な考え方（案）について、イ、介護老人保健施設三鷹ロイヤルの丘の一部介護医療院への転換についてでございます。

# [速報版]

1つ目は、福祉避難所の在り方を改めてしっかりと、もう一回見直すということで、来年度運営方針の策定に向けて、考え方をまとめているところでございます。

2点目につきましては、民間の老人保健施設に三鷹ロイヤルの丘の一部介護医療院への転換がございましたので、それについて御説明させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきます。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 資料1を御覧ください。災害時における要配慮者の支援体制の強化に向け、今後の福祉避難所の在り方に関する基本的な考え方を取りまとめましたので、御報告いたします。

資料は2部で、資料1-1が概要、資料1-2が全体の内容になります。本日は、資料1-1の概要を用いて説明いたします。それでは、まず1の背景と目的になります。市では大規模災害時に高齢者や障がいのある方などの要配慮者を支援する体制づくりが重要課題となっております。市の最新の想定では、大規模災害時に避難支援が必要な要配慮者は約980人となっております。これに対し、現在の福祉避難所の最大受入れ人数は402人で、約6割の方を受け入れられない状況です。また、避難所が市内に点在しており、市全体での統一的な指示、運営が困難なことや、夜間・休日の発災時に迅速な対応が図れないことなどが想定されます。

そのため、耐震性に優れた元気創造プラザを中核拠点とし、既存施設と連携したネットワーク型運営体制への転換を図ることで、大規模な受入れと迅速な対応が可能な福祉避難所運営体制を目指します。

2の位置づけです。この基本的な考え方は、三鷹市地域防災計画で定める福祉避難所の方針をより具体化するもので、今後策定する運営方針の土台となるものです。今後の福祉避難所運営体制の方向性を示すとともに、災害発生直後から復旧期まで、切れ目のない避難所支援を提供できる持続可能な体制を目指します。

3、現在の課題です。現在の課題を整理しますと、次のとおりになります。1点目は、支援体制の強化です。夜間・休日に大規模災害が発生した際、要配慮者が切れ目のない福祉サービスを受けられるよう支援体制を強化することが、急務となっております。

2点目は、受入れ人数の不足です。専門的な対応が必要な要配慮者が約980人という想定に対し、現在は最大402人までしか受け入れられず、受入れ人数が不足しております。

3点目は、分散型運営体制の課題です。施設が市内に点在し、統一的な指示や物資、人員配置が困難であること、また、各施設は通常業務の再開を優先せざるを得ないという構造上の課題があります。

4、これから目指す福祉避難所の姿です。現在の課題を踏まえて、福祉避難所として目指すべき姿になります。1点目は、ネットワーク型運営体制への転換です。分散型と集約型の強みを組み合わせたネットワーク型運営体制へ転換し、福祉専門職と連携、協働した避難所運営体制を構築します。

2点目は、元気創造プラザを「特定福祉避難所」にです。堅牢な構造と大規模な空間を生かし、要配慮者支援の中核拠点として、元気創造プラザを特定福祉避難所に位置づけます。

3点目は、迅速な初動対応です。災害発生直後から特定福祉避難所を開設し、各施設が自律的に初動対応できるよう支援することで、夜間・休日に災害が発生した際の初動対応を迅速化します。

5の新たな運営体制です。具体的な運営体制のイメージになります。1点目は、役割分担を明確にした3層構造です。第1層は、新たに位置づける特定福祉避難所で、元気創造プラザになります。発災直後に市職員が先行して開設する中核拠点で、直接避難者や他の避難所から移送される要配慮者を受け入

# [速報版]

れます。

第2層は、こちらも新たに位置づける一次福祉避難所で、福祉laboどんぐり山、はなかいどう等を想定しております。要配慮者を一時的に受け入れ、状態を確認して、福祉的トリアージを行う中継拠点で、特定福祉避難所と同時に開設します。

第3層は、既存の福祉避難所で、市内約30施設になります。これまでどおり、初期の受入れを実施し、避難者を中核拠点へ移送することで、各施設は早期の通常業務再開を目指します。

2点目は、受入れ人数の拡大です。元気創造プラザの地下アリーナを避難所として活用することで、新たに110人分の受入れスペースを確保します。パーティションを増設した場合は、最大で342人まで拡張可能となります。これにより、市全体の受入れ可能人数は、現在の402人から512人となり、最大で744人まで拡大できる見込みです。

3点目は段階的な対応です。発災後、速やかに特定福祉避難所と一時福祉避難所を開設し、その後、既存施設も順次開設します。発災1週間後には、既存施設から中核拠点へ避難者を移送し、施設の通常業務再開を支援する流れを構築します。

6の今後の重点的な取組です。新体制の実現に向け、次の5つを柱として進めます。1つ目は、医療と福祉の連携強化です。医療関係者や市の関係部署と、災害時の避難所における医療体制の在り方を協議し、医療体制の構築を検討します。

2つ目は、直接避難の仕組みづくりです。個別避難計画を持つ要配慮者が、特定福祉避難所へ直接避難できる仕組みを構築します。

3つ目は、移送手段の確保です。協定を締結しているハイヤー・タクシー協会やバス会社等と連携し、災害時における迅速な移送体制を整備します。

4つ目は、在宅避難者の支援体制です。在宅避難を選択した方への支援体制として、地域包括支援センターなどと連携した安否確認の仕組みを構築します。

5つ目は、避難情報の一元管理です。防災課と連携し、要配慮者の避難状況等をリアルタイムで把握できる情報管理の仕組みを検討します。

7の令和8年度以降の計画です。令和8年度は、新体制の実現に向け、特定福祉避難所等運営方針の策定、必要な物資の調達、福祉専門職の確保、訓練の実施など、体制整備を図ります。また、物資保管場所や避難スペースの調整、災害時における庁舎機能の代替場所の検討など、組織的課題も解決してまいります。

最後、8の実施スケジュールになります。令和8年3月以降、既存施設や介護事業者等々への周知など、具体的な作業に着手します。また、令和8年10月から12月にかけて、元気創造プラザへの物資搬入や福祉避難所の指定を行います。そして、令和9年2月頃に、福祉専門職の派遣に関する協定等を締結し、3月に運営方針を策定します。

これらの対応を実施し、令和9年4月より新体制を本格稼働する予定です。

私からの説明は以上です。

○介護保険課長（竹内康真さん） どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、私のほうから、報告事項2番の介護老人保健施設三鷹ロイヤルの丘の一部介護医療院への転換について、御説明をさせていただきますので、お手元の資料のほうは、資料2を御覧ください。資料2になります。

まず1の転換対象施設につきましては、医療法人啓仁会が運営します介護老人保健施設三鷹ロイヤル

# [速報版]

の丘になります。こちらのロイヤルの丘につきましては、2013年から介護老人保健施設として運営を行ってまいりましたが、ここでその一部を、同じく介護保険施設であります介護医療院へ転換するものでございます。所在地といたしましては、新川5-6-24、新川の島屋敷通りのUR住宅のそばに所在する施設でございます。

そして、2の転換内容といたしましては、変更前の現状では、介護老人保健施設として、入所定員が120人、12ユニットのところ、変更後には、老健のほうを入所定員40人、4ユニットに減らしまして、その分、Ⅱ型の介護医療院で定員が80人、8ユニットとして、新規の開設を考えているところでございます。また、同施設で実施しております通所や、訪問のリハビリテーションや、訪問看護のサービスにつきましては、転換後も変わらずに実施していくと聞いております。また、ショートステイについては、老健のみの空床を利用しての実施を予定しているとのことです。

3の転換予定の時期といたしましては、令和8年、今年の7月を予定しております。

あと、4は老健の現入所者への対応ということでございますが、現在、老健に入所なさっている方、これ100名超いらっしゃいますが、そういった方々につきましては、そのまま老健に残る方と、今回新設します介護医療院へ移る方に分かります。現状で入所されている方の50%近くの方が要介護4、あるいは要介護5と、重度者とのことございまして、そういった方々につきましては、当然御本人や、その御家族の方々の希望を最大限尊重させていただきますが、個々のお身体の状況等を勘案の上、介護医療院への入所を勧奨するとのことでございます。

5は、本転換に係る周知対応でございます。まず、先月中の3日間を使いまして、施設職員の説明を行うとともに、ちょうどこの前の週末の土日を使って、入所者や御家族の方々の説明を行いましたが、そこで、特段問題になるようなことはなく、おおむね理解を得られたとのことです。今後も丁寧に対応していくとの法人からの話を伺っております。そうしまして、あと今月、来月辺りで近隣の事業者や病院への説明を行うものと聞いております。

最後の6の今後のスケジュールでございますが、予定ということで、5月には、転換に伴う施設の一部改修を実施しまして、翌6月には指定権者でございます東京都の現地調査を受けた後、7月に一部転換が完了し、介護医療院として開設、事業の開始を考えているところでございます。

私からは以上になります。

○委員長（谷口敏也さん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（佐々木かずよさん） よろしく申し上げます。まず、福祉避難所について伺います。これ、今744人受入れということで、人数を増やされるというふうに伺いましたが、最大744人、かなりの人数だと思えます。その要配慮者に対する体制、例えば医療・介護の人材確保というのが大丈夫なのか、まず伺ってよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） そうですね、最大744人なんですが、まず最初の段階では、110人プラスで512人という形で、対応を考えています。もし、段階的にそういった人材確保という点で対応が可能であれば、拡充したいというふうに考えております。

また、市の職員の施設以外に、介護の専門的な知識のあるスタッフや、場合によっては医療の知識を持ったスタッフというものが必要になりますので、この体制をつくるに当たっては、今後、市内の例えば訪問介護事業者ですとか、そういった災害時に、逆に施設を運営していなくて、そういった対応が可

# [速報版]

能な事業者さんに協力をお願いして、例えば法人等と協定締結して、そういった専門職、介護専門職とか福祉専門職の方を、災害時に元気創造プラザにきちり集められるような体制づくりというものを、来年度図っていきたいと考えています。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） では、訪問介護、訪問看護の方々の御協力も得てということなんですけど、福祉避難所の拡充に伴って、この利用方法を今後、この要配慮者御本人や御家族にどのように周知をしていくお考えなのか、伺ってよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） まず、周知については、この運営方針が策定されて、具体的に元気創造プラザを特定福祉避難所としていくということで、市民の方への周知広報というのは考えております。

ただ、まず現行の既存の施設ですと、通所者の方を直接避難という形で受け入れている施設もありますので、そういった方は直接避難の仕組みを活用して、今通われている施設に行く。それ以外の方で、行き先が一般の避難所しか行き場がないとか、場合によっては在宅せざるを得ないとか、そういった方々に対しては、きちりと市の広報等を通して周知をさせていただきたいと。場合によっては、施設経由で、そういった方がほかにいらっしゃれば、周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ周知のほう、よろしく願いいたします。これ、発災直後は市の職員が直ちに参集して、元気創造プラザのこの福祉避難所の開設準備を開始すると書いてあるんですけども、例えば夜間とか、休日だったりとか、災害というのは本当に時と場所を選ばないので、この辺は大丈夫なのかが一番不安なところなんですけれども。どなたが責任をお持ちになられて、開設準備に当たられるのかということも、もちろん決めてくださると思うんですけども、その方が一番近くにいらっしゃらなかった場合、元気創造プランにたどり着けないとかという場合に、どういうふうにしていくかということもお考えになられるのか、伺ってよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 災害発生時の人員体制の確保というのは、当然検討しないといけない内容なんですけど、基本的には、地域防災計画に基づいて災害対策本部が設置されて、そこで健康福祉部の職員が福祉支援班として、福祉避難所の開設、運営を担う役割を持っていますので、当然福祉部の職員を中心に、まずは災害発生時に市役所に参集した職員で、福祉部の職員を中心として、特定福祉避難所の開設、運営を行う。場合によっては、足りない部分については、もしほかに人が手配できれば、そちらの職員も来てもらって、速やかに特定福祉避難所を開設するというふうな対応を考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ、どんなことが起きても大丈夫なような形で想定していただくのが大事なと思います。情報共有、その辺はしっかりしていただきたいなというふうに思います。

あと、大丈夫だと思うんですけど、例えばこの元気創造プラザが、福祉避難所の中核地点と位置づけても、万が一そこが被災してしまった場合とかということまでは想定はしていない。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 耐震性に優れた堅牢な施設ではあるんですけど、万が一ということもありますので、そういった場合に、既存の福祉避難所のほうがしっかり開設できるような、そこも並行して実施したいというふうに、支援する仕組みをきちり強化していきたいというふうに考えております。

# [速報版]

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） ぜひ御検討をお願いします。あと、今後、この元気創造プラザを特定福祉避難所とした形での訓練というのも、具体的に行っていくという認識でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 新たな取組ですので、訓練を実施しないと、職員も動線とか、そういったところの確認ができませんので、来年度、備蓄資機材等を配備しましたら、一旦それをパーティションをどういう形で設置するみたいな模擬訓練を実施したいというふうに考えております。

それ以降は、きっちりとした訓練実施計画を策定しまして、例えばハイヤー・タクシー協会ですとか、移送のプロセスとか、実際の要配慮者、あとは介護の専門職、福祉人材、そういった方々にも協力をしてもらった合同の訓練なども実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（佐々木かずよさん） 日頃の訓練が大事だと思いますので、ぜひ順次よろしくをお願いします。

続きまして、ロイヤルの丘のことについて伺います。これ、今後は老健から介護医療院のほうに変更されるということなのですが、変更前の老健の入所定員が120人から、結局、今度老健のほうで40人ということで減るということで、結局在宅復帰に向けたこの施設の入所定員が減るということで、影響というんでしょうか。在宅復帰を目指している方に対しては、すごく場所が減るとということにもなると思うんですけども、その辺は市としてどのようにお考えなのか、伺ってよろしいでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 今、委員おっしゃられたことはもっともだと思います。ただ、社会的に老健よりも、むしろ、介護医療院のニーズが今高まっている状況ということが1つ、今回の転換についてはございます。

あと、市内の老健の状況を見て、まだ多少、空床もございますので、そういったところでもカバーできるという判断の下で、今回の転換に至ったと聞いております。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 分かりました。もちろん、先ほど御説明がありました本人、家族の意思が一番大事だと思いますけれども、その辺の尊重される仕組みというものも、きちんと構築されているという認識でよろしいでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 一定の説明は、先ほど申し上げましたように終わっております。あと、仕組みということではないんですが、その都度、御家族の方が、今後の生活上のこととか、一番懸念される部分はあると思いますので、その都度、随時、法人のほうでは丁寧に対応していくということをお願いしております。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 介護医療院になりますと、多分、利用料等も変わってくるのではないかと思います。介護者の方の御負担等々も変わってくるのではないかと思いますので、ぜひ丁寧な御説明をお願いいたします。

あと医療院になったことによって、お医者さんだったり、看護師さんだったり、また看護職員の確保は十分可能というふうに見込んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） この転換に伴いまして、医師は1名以上必置というのは、老健、介護医療院も変わりません。特に変わるところが、やはり医療的な側面が強くなりますので、看護職が割合手厚くなるということです。

# [速報版]

それで、やはり人材面、私どもも気にしているところなんですけれども、法人のほうでは、介護職よりも、むしろ看護職のほうで確保する上では楽とは言いませんけれども、やりやすいというようなことは聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐々木かずよさん） 両方必要なというふうに思います。介護医療院ですので、もちろん医療の必要な方が増えていくという認識もありますが、介護の方も、今どこでも足りないと言われていますが、きっとこれはみとりまで見てくださるという認識だと思いますけれども、十分なケアができるように対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） 質疑の途中ですが、J-A-L-E-R-Tなので、しばらく休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 続きまして、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

○委員（太田みつこさん） よろしく願いいたします。まず福祉避難所について。今回、ネットワーク型運営体制への転換を図ることなんですけれども、先ほどのお話があったように、高齢者、障がいのある要配慮者980人、それに対して受入れを拡充していく。それでもまだ不足している部分もあるかと思うんですけれども、このネットワーク型運営体制ということで、地域との連携というのも重要かと思うんですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 委員おっしゃるとおり、地域との連携ということで、特に福祉専門職の対応というのが、このネットワーク型運営体制では重要になりますので、まず、しっかり1層である特定福祉避難所に福祉専門職を派遣なりという形で確保するということと、併せて、3層である既存の福祉避難所、現在36施設ありますけど、こういったところも引き続き指定福祉避難所を増やしていくって、各地域でもちゃんと、きちりと施設での受入れができるような体制というのも、併せて実施していきたいと。そういった形で地域で連携できるところは連携していく、また、介護事業者連絡協議会とか、そういったところも通して協力をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） 分かりました。ありがとうございます。恐らく地域に根づいている方々とかは、福祉避難所に行くよりも、近隣の方と一緒に避難していくというほうが安心できる環境づくりにもつながるのかなと思いますし、障がい者とかに、災害時にどういうふうに動きますかというアンケートをとられているかと思うんですけれども、そういったアンケートの中で、福祉避難所に行きたいというような人数とかというのは把握しているんですか。

これは、あくまでも想定されていると思うんですけれども、本人の希望みたいなのは何か聞いていたりしますでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 今回、試算している980人というのは、特に市民の方にアンケートを実施したわけではなくて、市のほうで大規模災害が発生した際に、避難所避難が想定される避難者数と、あとは市の中で要配慮者数、要支援者名簿というものを生成していますので、そちらの中にいる要配慮者で、特に配慮が必要な方、重度の障がいをお持ちの方とか、重度の介護の方、そういった方々の人数が約980人という結果でしたので、そちらを基準として今考えているところです。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。これは、あくまでも重度の障がいですとか、そ

# [速報版]

ういった方たちが980人ということによろしいですかね。

○地域福祉課長（木村祐介さん） はい、その認識で間違いありません。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。私も毎回、災害時にどうしますかというアンケート、これは障がい者支援課から来ているのかもしれないですけども、アンケートに答えていて、福祉避難所まで活用しなくても、通常の避難所に対応できるというふうに認識している方もいらっしゃると思いますし、私自身はそういうアンケートを回答しているんですけども。

なので、重度じゃない方たちというのは、地域の中で支え合って、協力し合って、そういったときに対応するかと思いますので、地域防災の中にも、そういうふうな方が来たときの対応もマニュアルじゃないですけども、みんなで支え合うような仕組みづくりというのも必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 災害のとき、障がいによってはいろいろな特性があると思います。例えば知的障がいの方であるとか、精神疾患のある方、そういう方にとっては、できるだけ日常と環境が変わらないほうが安定するという場合もあると思います。そうした中で、御家族の支援が受けられる方、受けられない方、それぞれあると思いますので、一人一人に合った避難体制を構築していくのは必要かなと思っています。

それは当然、行政だけでは無理ですし、地域の方、事業者の方、御協力いただきながら、連携していく必要があるかなと思っています。そうしたところも、一般の避難所、福祉避難所、在宅避難の方もいらっしゃると思いますので、そういったところを幅広くしっかりと支援できるような体制をつくっていく必要があるかなというふうには考えています。

以上でございます。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。福祉避難所といっても、数に限りがあると思いますので、やはり地域で受け入れられる方たちは、地域で受け入れてもらえるような体制づくりも必要かなと考えます。

また、町会だったり、地域の方たちも、防災に関してすごく関心が高いので、今、先日も井口のほうで避難所開設訓練講座というのが開催されたんですけども、そういった中にも、ちょっと障がいがあるとか、地域の中でお隣近所、この人たちは補助をしたほうがいいなという方たちにお声がけをする体制ですとか、福祉避難所まで行かない方たちをどういうふうに地域で支えていくのかということも大きな課題があると思うので、その辺もぜひ検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） やはり、福祉避難所に限らず、一般の避難所に行かれる要配慮者の方をしっかりと支援する地域での体制づくり、そういったものは重要だと考えておりますし、市の地域福祉課の事業の中でも、そういった個別避難計画の策定ですとか、避難行動要支援者名簿の作成、そういった中で地域の支援者をいかにつくっていくのかということを課題として考えておりますので、そういったところも併せて体制整備のほう、しっかりと図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（太田みつこさん） ありがとうございます。それがまさにネットワーク型運営体制の形にもつながっていくかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。

# [速報版]

○委員（紫野あすかさん） 少しだけ質問させていただきます。今回、大規模災害のときの要配慮者など、高齢者のなどへの支援する体制づくりなんですけど、この大規模災害、災害の種類というか、どの規模で想定されているのか、お伺いします。すみません。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 基本的には、震度5弱ですとか、5強になると、職員参集ということで、5強になると全職員が参集するような形になりますので、そういったところで考えてはいます。やはり災害についても、地震と台風、風水害という両面から、今回の特定福祉避難所という体制を考えています。

ただ、地震のときと台風の場合ですと、開設のタイミングというのが異なりますので、そういったところは今後策定します運営方針の中で、具体的に地域防災計画との整合性を図りながら整備していきたいと思っております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） 地域防災計画とともにやっていくということで。でも、高齢者や障がい者の方たち980名が、受入先がちゃんと決まっていないというのは困ったことなので、それに向けて、このようないろいろな計画や目標を持ってやられるのは、すごく大事なことだなと思います。

ただ、いろいろ基本的な考え方とかを読んでいても、なかなか実際には課題がたくさんあるんだろうなというふうに思います。一つ一つはやらないんですけど、やはり人材の確保、その辺りの課題については何か考えておられますか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 今回の特定福祉避難所に関しましては、通常の既存の介護施設、障がい施設と異なる施設ですので、まず福祉人材の確保というところが一番重要になります。先ほども答弁しましたが、介護事業者連絡協議会ですとか、地域の事業者さんときっちりと連携協力できる体制というものを整備して、確実に人材が集まる仕組みというものを構築すると併せて、各施設がきっちりと避難所を開設できるような支援、そういったところを努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん） いざというときに自分がどこに避難するのか、隣にいる高齢者の方はどこに避難すべきなのか、何が起こるか分からない状況の中で、誰でも助けられるというか、手伝えるという体制が必要なので、地域での協力と名簿の作成は大事かと思うんです。

本人も自覚していても、やっぱりそのときには分からなくなっちゃったりと思うので、この人は何かあったときには、ここに連絡するとか、ここに避難する人なんですみたいなことを、現場に行ったりアージする前に、元気創造プラザに行ってもらう人とか、はなかいどうに行ってもらう人みたいな、何か分かりやすい工夫みたいなものがあたらいいなと思うんですが、その辺りの何か考えはありますか。

○地域福祉課長（木村祐介さん） 避難行動要支援者名簿の中には、地域支援者ですとか、あとは避難等の関係者、地域で支援できるような方々というのを名簿に登録するというような制度になっているんですが、そこが埋まらない方というのもしゃいますので、今後はそこをきっちりと、その支援者というのをつくっていくというところを事業として進めると。

併せて、やはり在宅避難という方もいらっしゃいますので、災害時に要配慮の方が結局避難するのか、在宅を選択するのか、そういったところも確認ができるような仕組みですとか、どこの避難所に誰

# [速報版]

が避難した、そういった情報をきっちりと集約して、どこに人を手配するのか、そういった部分の設計も必要かと思っておりますので、そういった意味で、今回の資料の6番にも避難情報の一元管理、そういったところをきっちり網羅できる、把握できる仕組みというものも、併せて実施したいというふうに考えております。

以上です。

○委員（紫野あすかさん）　　そうですね、やはり臨機応変さも必要なことなので、たとえ地震の震度が5じゃなかったとしても、4だったりしても、災害がすごく被害が出る場合もあるので、いろんな面から計画を立てていただきたいと思っております。このことは、今日はここまでしておきます。

あと、三鷹ロイヤルの丘のほうなんですけど、今回、ユニットの数と定員数は同じなんですけど、中身が変わるということで、これまで老健だった方が介護医療院に替わられるということで、半数の人が要介護4か要介護5ということなんですけど、料金が変わってくるし、長期の療養型になると思うんです。

なので、料金の面で利用者の負担が重くなる人もいるかと思うんですけども、その辺り、今回の変更によって不利益が生まれる方がいるのではないかとちょっと思ったんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん）　　料金の関係で御質問をいただきました。それぞれ個々の利用者さんの状況に応じて加算とか入りますので、一概には言えないんですけども、法人のほうでは、介護度が1、2の方につきましては、むしろ下がるというふうに説明をしております。介護度3以上の重度と言われる方につきましては、一定程度の料金の上げというのは避けられない状況なんですけれども、その分、委員の御質問にもありましたけれども、これまで原則3か月という期間を区切っての入所だったんですけども、介護医療院に転換することによりまして、十分にその施設で療養できるという面もございますので、その辺のところは、説明して納得をいただいているというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　　今回、このロイヤルの丘さんが、こういう中身の転換をされることになった経緯というのは、どういうものなんでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん）　　御質問の一部転換に至る経緯といたしましては、まず運営法人のほうで、施設の改修を行う相談を東京都と行って、その中で現在のロイヤルの運営状況等のヒアリングを受けている中で、都のほうから、介護医療院への転換について提案があったと、市のほうでは聞いております。

これについては、今後、来るべき2040年に向けて、状況として85歳以上の高齢者が増加することによりまして、介護と、そして医療のニーズが高まっていくこと、それによって、老健よりは、今後、介護医療院のニーズも高まっていくということが1つ。

そして、あと現状でロイヤルの利用者の状況を話しましたところ、既に介護医療院としての役割を担っていて、さらに今後も十分にやっていく見込みがあるというふうに、東京都で見ているということ。そしてまた、東京都の計画においても、今後、介護医療院の整備に注力していくという状況にもあるということから、そのような提案がなされたというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん）　　今、介護施設や病院でも人材不足や、いろんなあおりを受けて経営がなかなか困難になっていて、規模を縮小したり、ベッドをなくしたりしている医療機関も、三鷹市内にも

# [速報版]

ちょこちょこあります。そのような運営状況で、いろいろ困難があるからということではなくて、改修をするに当たって、こういう方向性のほうがいいという判断、プラスな意味ということの認識でよろしいのでしょうか。

○介護保険課長（竹内康真さん） 委員おっしゃるように、今回、2013年開設ということなので、一定程度期間はたっておりますので、比較的大規模な改修を行うということで、指定権者である東京都のほうに御相談に行った中で、そういった話になったと。運営のほうも、決して楽々というわけではないんですけども、ある程度順調に乗っているという話は聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員（紫野あすかさん） 分かりました。今まで受けられていたサービスが受けられなかったり、負担が極端に重くなってしまうということがないように、きめ細やかな転換に市も支援をしていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（谷口敏也さん） ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、以上で健康福祉部報告を終了いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 休憩いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 委員会を再開いたします。

○委員長（谷口敏也さん） 2、次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回委員会の日程については、次回定例会の会期中とし、その間必要があれば正副委員長に御一任いただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長（谷口敏也さん） 続きまして、3、その他でございますが、何か皆様のほうからございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にないようですので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。